

保存樹木の指定解除について

■ 保存樹木とは

杜の都の環境をつくる条例第 19 条第 1 項に基づき、地域的美観風致を維持するために保存することが必要として指定した樹木。

○ 保存樹木の指定基準

- ・ 指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。(条例第 19 条第 1 項第 2 号)
- ・ 次のいずれかに該当するものであること。(条例施行規則第 13 条)
 - (1) 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.2m 以上であること
 - (2) 高さが 12m (株立ちした樹木にあつては 3m) 以上であること
 - (3) つる性植物である樹木にあつては、樹冠の水平投影面の面積が 30 m² 以上であること
 - (4) 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

■ 保存樹木の指定解除 (杜の都の環境をつくる条例第 19 条第 6 項)

指定した保存樹木又は樹木保存区域の全部又は一部が指定基準に適合しなくなったときは、その指定を解除又は変更する。

■ 指定解除する保存樹木

指定番号	107	樹種 (呼称)	ヒイラギ (モクセイ科) (柳生のひいらぎ)		
指 定	第 1 次指定 (昭和 50 年 6 月 5 日)				
推定樹齡	300 年	樹 高	7.5 m	幹 周	0.8 m
所 在 地	太白区柳生 7 丁目				
解除理由	指定基準に適合しなくなったため (平成 29 年 12 月 5 日解除願申請)				

※表中の「推定樹齡」は指定時、「樹高」及び「幹周」は H27 一斉調査時の数値を表す。

■ 指定解除までの経過

- ・ S59年、柳生土地区画整理事業（事業期間 S57～H8）により移植。
- ・ H9年、敷地割のため移植。移植時に大枝を切除される。
- ・ H22年度保存樹木一斉調査実施。異常落葉や胴吹きが見られ、幹下部に子実体が発生するなど衰退が進行しており、腐朽程度把握のため精密診断が必要であるとの所見（H22.9.22調査）。
- ・ H24年台風4号（H24.6.19）により、南側株立ち部が根元から倒木。倒木した幹の撤去費用として災害時応急措置の助成を行う（H24.6.21交付決定）。
- ・ H27年度保存樹木一斉調査実施。H24年台風で残った幹1本も非常に衰弱しており枯損が懸念されるため、腐朽程度や根茎発達程度の調査を行ったうえで回復措置が必要であるとの所見（H27.11.17調査、H28.2.18調査結果通知）。
- ・ H28.3保存樹木保全のため助成制度を活用し枯損防止措置を行うよう依頼。
- ・ H29.11所有者より保存樹木の樹勢に関する相談を受け、宮城県樹木医会に樹勢調査依頼。腐朽がかなり進行し地際付近は樹皮部で保っている状態であり樹姿は大きく崩壊していることから、保存樹木として指定を継続することは適当ではないとの診断を受ける（H29.11.24調査）。
- ・ H29.12.5土地所有者より指定解除申請提出。

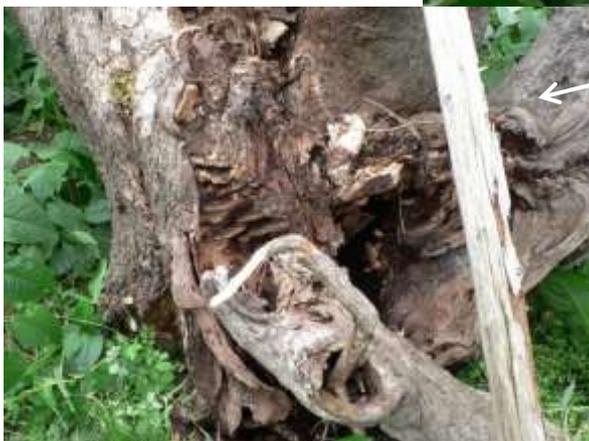




(H22. 9 撮影)



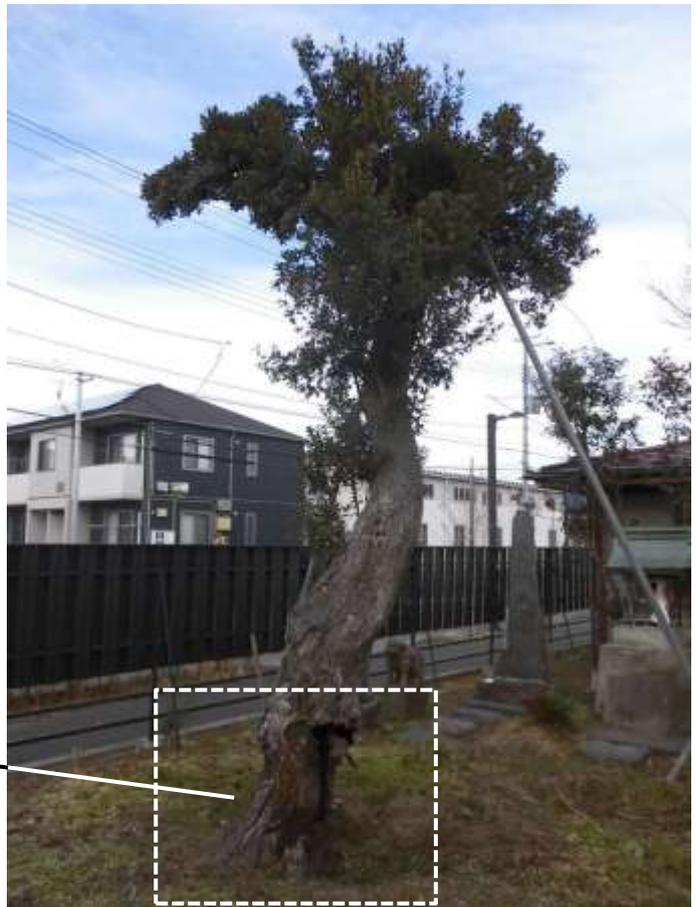
台風 4 号による倒木状況 (H24. 6 撮影)



(拡大写真)



(H28. 3 撮影)



(H30. 1 撮影)



(拡大写真)

「柳生のヒラキ」保存樹木解除の件

平成29年11月24日
宮城県樹木医会
樹木医 後藤昭浩

仙台市保存樹木に指定されている「柳生のヒラキ」について、仙台市から現状判断と今後の対応についての調査を依頼され、現状視察を行った。現状については、腐朽がかなり進行していて、根系を含め地際付近の状態は一部樹皮部で保っているだけの状態で、現在の支柱で辛うじて立っているといえる。以前の樹姿からすれば、樹皮のみで残っていると言って過言ではなく、すでに樹姿は大きく崩壊していると言えます。その上残っている樹体の枝葉部分は、辛うじて樹皮の一部で生き残っているといった状態である。その一本の幹もすでに腐朽が進行し根元はすっかり空洞化した状態となっている。

このヒラキを保護保存のために移植・挿し木・取り木等を行う事もできるが、子孫を残すことと保存樹木を残すことは少し意味合いが違ってくると思います。すでに元の樹形樹姿はまったくと言って残っていない現状で、仙台市の保存樹木の指定を続けることは意味がないと思われます。指定を解除し所有者の負担を軽減することも必要かと思えます。



H22年ごろの樹姿：かなりの株立ち姿である。



昔の赤枠内の部分が残ったと思われる。



一本の幹のみ残っている。



残った根株は空洞化し腐朽がかなり進行している。